

■ 税の軽減

所得税、住民税（市民税・県民税）の介護保険サービスの医療費控除

「特別養護老人ホームなどの介護保険施設に入所している方」、「在宅で訪問看護などの医療系サービスを利用している方」、「医療系サービスと併せてホームヘルプやデイサービスなどを※利用している方」の利用者負担額の一部は、医療費控除の対象として認められる場合があります。詳しくは鹿屋税務署、市役所税務課にお問い合わせください。

注意事項

- ・ 医療費控除を受けるためには、サービス提供事業者が発行する「医療費控除の対象となる金額」が記載された領収証などが必要です。
- ・ 医療費控除額の対象となる金額を計算する際は、高額介護サービス費及び高額医療合算介護サービス費で払戻しを受けている部分は、差し引いて計算します。なお、特別養護老人ホームの入所に係る自己負担に対する高額介護サービス費については、高額介護サービス費の1/2相当を差し引きます。
- ・ 本来医療費控除の対象とならないサービスでも、介護福祉士等による喀痰吸引等を受けた場合、自己負担額の1/10が医療費控除の対象となります。

※ 総合事業の訪問介護相当サービス、通所介護相当サービスを含みます。

お問合せ 所得税：鹿屋税務署（電話）0994-42-3127

住民税：市役所税務課（電話）0994-32-1114

高齢者の所得税、住民税（市民税・県民税）の障害者控除

身体障害者手帳等の交付を受けている方のほか、65歳以上で次の①～⑥のいずれかに該当し、福祉事務所長の認定を受けた場合、障害者控除の対象となります。

区分	障害者控除	特別障害者控除
対象者	①身体障害者（3級～6級）に準ずる方 ②認知症（軽度・中度）に準ずる方 ③知的障害者（軽度・中度）に準ずる方	④身体障害者（1または2級）に準ずる方 ⑤認知症（重度）に準ずる方 ⑥知的障害者（重度）に準ずる方
所得税の控除額	27万円	40万円
住民税の控除額	26万円	30万円

※控除対象配偶者または扶養親族が、納税者または納税者の配偶者若しくは納税者と生計を一にするその他の親族のいずれかと常に同居している特別障害者である場合は、控除の額が所得税75万円、住民税53万円となります。

お問合せ 所得税：鹿屋税務署（電話）0994-42-3127

住民税：市役所税務課（電話）0994-32-1114

バリアフリー改修工事を行った住宅に対する税の減額

一定の年齢以上の方、要介護・要支援認定を受けている方または障害のある方が居住している住宅についてバリアフリー改修工事を行った場合に、固定資産税、所得税が減額される制度があります。

固定資産税の減額

一定のバリアフリー改修工事を行い、工事完了から3か月以内に市役所へ申告すると固定資産税が減額されます。詳細は市役所税務課で配布しているチラシをご覧ください。

お問合せ：市役所税務課固定資産税係
（電話）0994-32-1114

所得税の特別控除

所得税の特別控除を受けられる場合がありますが、詳しくは鹿屋税務署にお問い合わせください。

お問合せ：鹿屋税務署
（電話）0994-42-3127